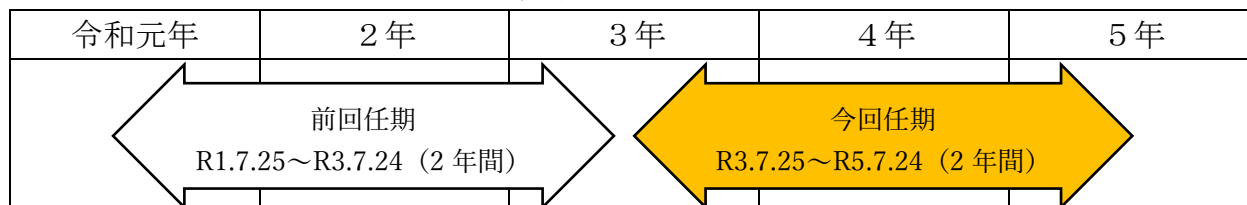


春日井市健康施策等推進協議会会長及び副会長の選出について

1 春日井市健康施策等推進協議会の任期について



前回の任期は令和 3 年 7 月 24 日で終了となり、今回の任期は令和 3 年 7 月 25 日から令和 5 年 7 月 24 日までの 2 年間となります。(規則上、委員は 2 年の任期となります。)

○春日井市健康施策等推進協議会規則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 11 号）【資料 1】
(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項ただし書の規定は、前条第 4 号の委員には適用しない。

2 会長及び副会長の選出に関する規則上の規定について

○春日井市健康施策等推進協議会規則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 11 号）【資料 1】
(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

規則上、会長及び副会長については、委員の互選により定めるとされております。

3 会長及び副会長の提案について

事務局としましては、栄養の分野に精通しており、学識経験者でもある中部大学教授の下村吉治委員を会長に、地域医療に従事されており、前回任期においても副会長であった伊藤雄介委員を副会長としてお願いすることを提案させていただきます。

(事務局提案)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	下村 吉治	中部大学教授
副会長	伊藤 雄介	春日井市医師会 副会長